

【貨物】行政処分状況（令和2年4月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和2年4月2日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	(事業者) 株式会社 AKトランスポーティング 代表取締役社長 金城 光成 (法人番号4360001016988) (位置) 沖縄県浦添市西洲2丁目8番地2
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	(事業者) 本社営業所 (位置) 沖縄県浦添市西洲2丁目10番地2
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、同条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和2年1月14日、適正化実施機関の行った巡回指導の評価結果を端緒に監査実施。4件の違反事実が認められた。 (1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項) (3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項) (4)初任運転者の特別な指導実施義務違反(安全規則10条第2項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 2点 (当該営業所) 2点